第二百四十条の六第一項中「第三百九条第二項第四号、第五号」を「第三百九条第二項第三号（同法第百七十一条第一項に係る部分に限る。）から第五号まで」に改める。

第二百四十一条第一項中「財産。」の下に「以下この条、」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、保険会社又は外国保険会社等が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条の五第一項（特定管理を命ずる処分）に規定する特定管理を命ずる処分を受けている場合においては、当該保険会社又は外国保険会社等に対し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることはできない。

第二百四十九条第一項中「第三百九条第二項第四号、第五号」を「第三百九条第二項第三号（同法第百七十一条第一項に係る部分に限る。）から第五号まで」に改める。

第二百四十九条の二第一項中「会社法」の下に「第百十一条第二項（定款の変更の手続の特則）、第百七十一条第一項（全部取得条項付種類株式の取得に関する決定）、第百九十九条第二項（募集事項の決定）」を、「減少）」の下に「、第四百六十六条（定款の変更）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　全部取得条項付種類株式（会社法第百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする同法第百九十九条第一項（募集事項の決定）に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に規定する募集事項の決定

第二百四十九条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　事業の全部又は重要な一部の譲渡

第二百四十九条の二第五項中「会計監査人は選任時の属する事業年度」を「会計監査人は当該被管理会社に係る保険管理人による管理」に、「執行役は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される」を「執行役は当該」に改める。

第二百四十九条の三中「前条第一項第二号若しくは第三号」を「前条第一項第一号、第二号若しくは第四号」に改める。

第二百六十五条の二十八第一項中第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九　破産法の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

十　預金保険法第百二十六条の四第三項（特別監視代行者）に規定する特別監視代行者の業務

十一　預金保険法第百二十六条の六第一項（機構代理）に規定する機構代理の業務

第二百七十一条の二十二第四項中「その他の」を「、保険持株会社又はその子会社による同項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該保険持株会社又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加える。

第二百七十一条の二十七第一項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに同条第二項及び第四項において同じ。）」を加える。

第二百七十一条の三十第一項中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改める。

第二百七十二条の二十二第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに同条第二項及び第三項において同じ。）」を加える。

第二百七十二条の四十第二項中「）又は当該少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第三百十五条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　第百条の五第一項（第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、運用報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない運用報告書若しくは虚偽の記載をした運用報告書を交付した者又は第百条の五第二項（第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第三百二十一条第一項第一号中「、第四号、第七号若しくは第八号」を「から第五号まで、第八号若しくは第九号」に改め、同項第四号中「、第四号、第七号及び第八号」を「から第五号まで、第八号及び第九号」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第十七条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第九項第一号」の下に「、第三百七十七条第一項、第四百四十六条第一項」を加え、同条第九項第一号中「銀行」の下に「、外国銀行支店（銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）、銀行持株会社（同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）」を、「信用協同組合」の下に「、信用金庫連合会、信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）」を加え、「保険会社」を「指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。）、保険会社、保険持株会社（保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）」に、「保険業法第二条第十八項」を「同条第十八項」に改め、同項第二号中「労働金庫」の下に「及び労働金庫連合会」を加える。

第十七条中「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を削る。

第三百七十七条第一項中「保険会社」を「外国銀行支店に係る外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、指定親会社、保険会社、保険持株会社」に改め、同条第二項中「金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「保険会社」の下に「、保険持株会社」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　監督庁は、第一項の規定により金融商品取引業者及び指定親会社の更生手続開始の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

第三百七十九条第二項を削る。

第三百八十三条の二中「及び金融商品取引業者」を削る。

第四百二条第二項中「第四百七十三条及び第五百九条の二」を「第四百七十三条第二項及び第三項並びに第五百十三条第二項及び第三項」に改める。

第四百四十五条第三項中「第百十八条第一項」を「第百条の五第一項」に改める。

第四百四十六条第一項中「金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、指定親会社及び保険持株会社（以下この節において「金融機関等」という。）」を加え、同条第二項中「、監督庁」を「監督庁」に改め、「金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会」を、「ついて」の下に「、同条第三項の規定は監督庁が前項の規定によりする金融商品取引業者及び指定親会社の再生手続開始の申立てについて、同条第四項の規定は監督庁が前項の規定によりする保険持株会社の再生手続開始の申立てについて、それぞれ」を加える。